

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第1号（第2条関係） 〔略〕 年 月 日付けで提出又は通知をした建築物エネルギー消費性能確保計画について、提出又は通知を取り下げたいので、<u>北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u>第2条の規定により、次のとおり届け出ます。 〔略〕 様式第2号（第3条関係） 〔略〕 年 月 日付け北上市指令 第 号で建築物エネルギー消	<u>北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第1号（第2条関係） 〔略〕 年 月 日付けで提出又は通知をした建築物エネルギー消費性能確保計画について、提出又は通知を取り下げたいので、<u>北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u>第2条の規定により、次のとおり届け出ます。 〔略〕 様式第2号（第3条関係） 〔略〕 年 月 日付け北上市指令 第 号で建築物エネルギー消

費性能適合性判定を受けた特定建築物について、特定建築行為を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定に基づき報告の求めのあった特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

様式第6号（第7条関係）

[略]

費性能適合性判定を受けた特定建築物について、特定建築行為を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定に基づき報告の求めのあった特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

様式第6号（第7条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更
に該当していることを証明します。

[略]

様式第7号（第8条関係）

[略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、届出又は通知を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

次の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知については、当該計画が建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合していますので本届出又は通知に従って当該建築物を建築されますようお願いします。

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更
に該当していることを証明します。

[略]

様式第7号（第8条関係）

[略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、届出又は通知を取り下げたいので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

次の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知については、当該計画が建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合していますので本届出又は通知に従って当該建築物を建築されますようお願いします。

[略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定に基づき報告の求めのあった建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第11号（第13条関係）

[略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項の規定に基づき報告の求めのあった建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第11号（第13条関係）

[略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無
- 有 ・ 無

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

年 月 日付け北上市指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無
- 有（確認年月日・番号 ） ・ 無

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無
- 有 ・ 無

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

年 月 日付け北上市指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無
- 有（確認年月日・番号 ） ・ 無

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無

有（確認年月日・番号 ） ・ 無

[略]

様式第16号（第18条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画について

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無

有（確認年月日・番号 ） ・ 無

[略]

様式第16号（第18条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画につい

、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

[略]

備考 1 (※) 印は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

2・3 [略]

様式第18号（第21条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

様式第19号（第21条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、北上市
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26

て、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

[略]

備考 1 (※) 印は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

2・3 [略]

様式第18号（第21条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

様式第19号（第21条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物
のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の

条の軽微な変更該当していることを証明します。

[略]

様式第20号（第22条関係）

[略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、申請を取り下げたいので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第21号（第23条関係）

[略]

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

[略]

様式第22号（第24条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

[略]

備考 1 （※）印は建築物のエネルギー消費性能の向上に

軽微な変更該当していることを証明します。

[略]

様式第20号（第22条関係）

[略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、申請を取り下げたいので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第21号（第23条関係）

[略]

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

[略]

様式第22号（第24条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

[略]

備考 1 （※）印は建築物のエネルギー消費性能の向上等

<u>関する法律第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。</u> 2・3 [略] 様式第23号（第25条関係） [略] <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定に基づき報告の求めのあった基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第25条の規定により、次のとおり報告します。</u> [略]	<u>に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。</u> 2・3 [略] 様式第23号（第25条関係） [略] <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条第1項の規定に基づき報告の求めのあった基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第25条の規定により、次のとおり報告します。</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。